

## 第 6 令第 8 条等に規定する区画に関する基準

### 1 趣旨

この基準は、令第 8 条に規定する区画（以下「令 8 区画」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 構造等

令 8 区画の構造等については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の（１）から（８）に示す構造等を有すること。

- （１）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。
- （２）建基政令第 107 条第 1 号の規定に基づく通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。
- （３）令 8 区画を介し隣接する防火対象物のうち、少なくとも令 8 区画を構成する壁を支持する一方が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。（当該壁が自立する構造の場合を除く。）
- （４）令 8 区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から 50 cm 以上突き出している（以下「突き出し」という。）こと。ただし、令 8 区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令 8 区画を中央とする幅 3.6 m 以上にわたる耐火構造（建基法に基づく、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能を有すること。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。【図 1-1 から図 4-3】
  - ア 開口部（換気口等を含む。以下同じ。）が設けられていないこと。
  - イ 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令 8 区画を介して 90 cm 以上離れていること。なお、一方の外壁又は屋根が存しない部分に令 8 区画を設ける場合は【図 4-1 から図 4-3】の例によること。

< 凡例 >



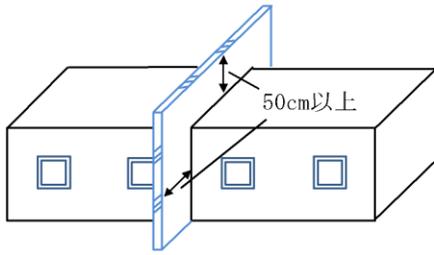
: 令 8 区画を構成する耐火構造の床、壁、突き出し



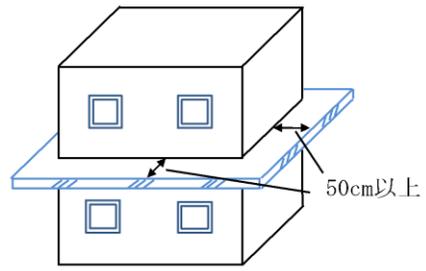
: 建築基準法で要求される耐火性能を要する範囲



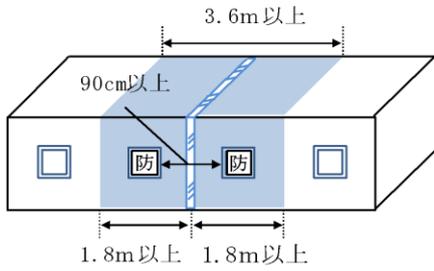
: 防火設備



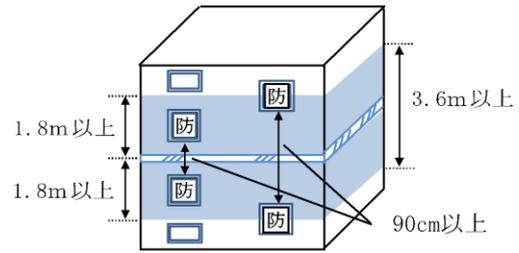
【図1-1】  
(突き出しを設ける場合①(水平方向))



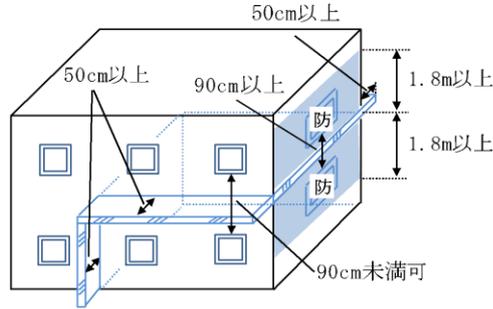
【図1-2】  
(突き出しを設ける場合②(垂直方向))



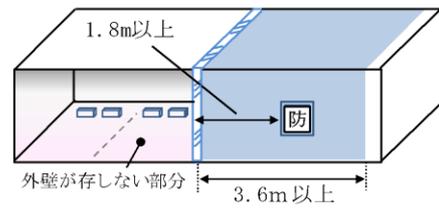
【図2-1】  
(突き出しを設けない場合①(水平方向))



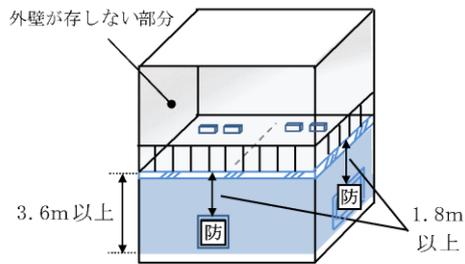
【図2-2】  
(突き出しを設けない場合②(垂直方向))



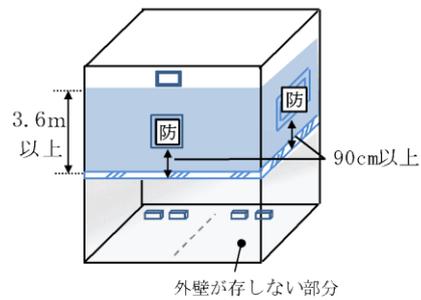
【図3】  
(突き出しを設ける部分と設けない部分を併用する場合)



【図4-1】  
(突き出しを設けない場合③(水平方向))



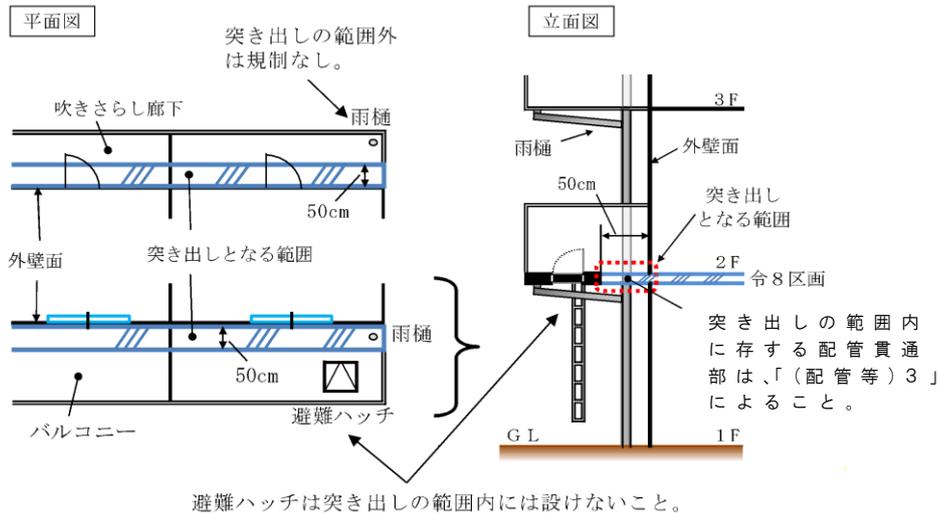
【図4-2】  
(突き出しを設けない場合④(垂直方向))



【図4-3】  
(突き出しを設けない場合⑤(垂直方向))

(5) 令8区画を設けた部分の外壁に軒、庇、吹きさらし廊下、バルコニー又はベランダその他これらに類するもの(以下「バルコニー等」という。)が存する場合、(1)及び(2)を満たすものについては、当該バルコニー等を突き出しとすることができる。この場合、当該突き出しとなる範囲内については、開口部の設置は認められない。

【図5】

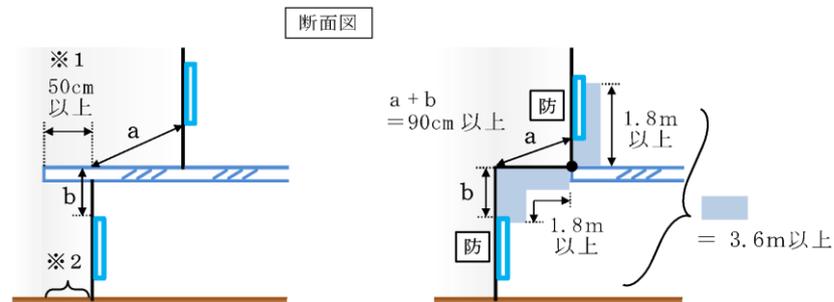


【図5】(バルコニー等を突き出しとする場合)

(6) 令8区画を設けた部分の外壁面がセットバックしている場合は、次のア及びイによること。ただし、垂直方向における、突き出しによる令8区画は、軒下が床面積に算入されない場合に限るものとする。

ア 垂直方向

(ア) 上階がセットバックしている場合は【図6-1】【図6-2】の例によること。



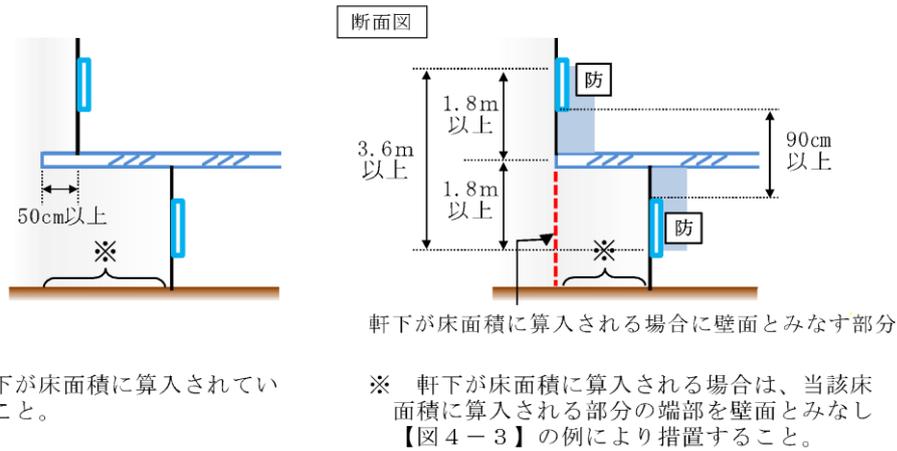
※1  $a + b = 3.6\text{m}$  以上の場合は突き出しを要しないものとする。

※2 軒下が床面積に算入されていないこと。

【図6-1】(突き出しを設ける場合)

【図6-2】(突き出しを設けない場合)

(イ) 下階がセットバックしている場合は【図6-3】【図6-4】の例によること。

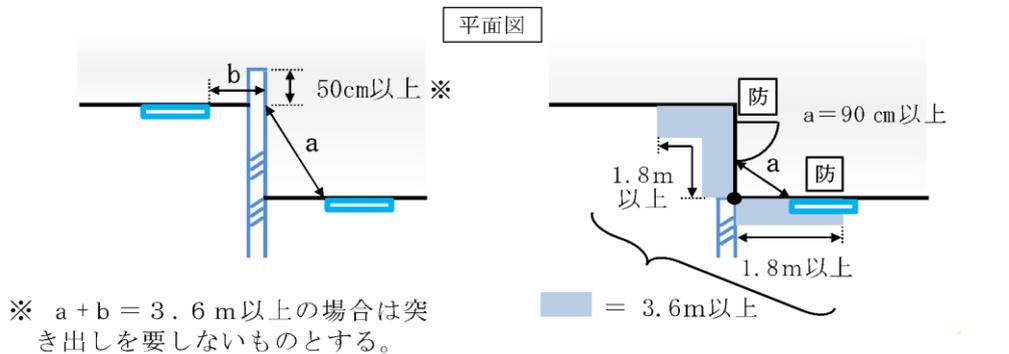


【図6-3】(突き出しを設ける場合)

【図6-4】(突き出しを設けない場合)

## イ 水平方向

【図6-5】【図6-6】の例によること。



【図6-5】(突き出しを設ける場合)

【図6-6】(突き出しを設けない場合)

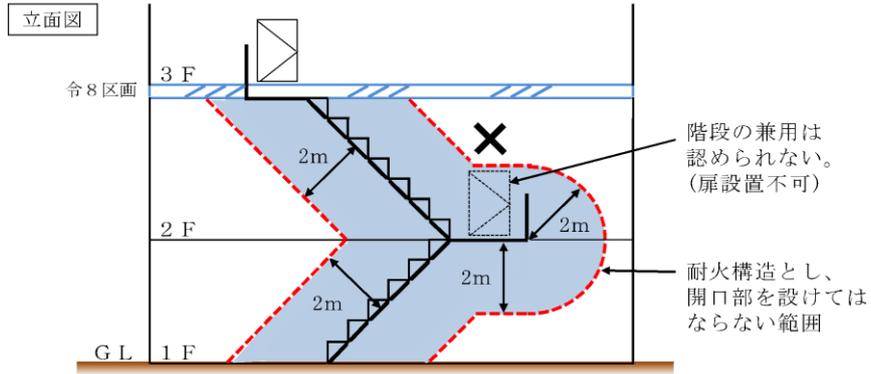
(7) 令8区画を介して階段、スロープ、バルコニー等又は避難器具を設ける場合は、次のアからウによること。

### ア 階段、スロープの場合

(ア) 令8区画された部分ごとに専用で設けること。

(イ) 外壁面に階段、スロープを設ける場合、当該階段、スロープの周囲2mの範囲内は、耐火構造とし、開口部を設けないこと。

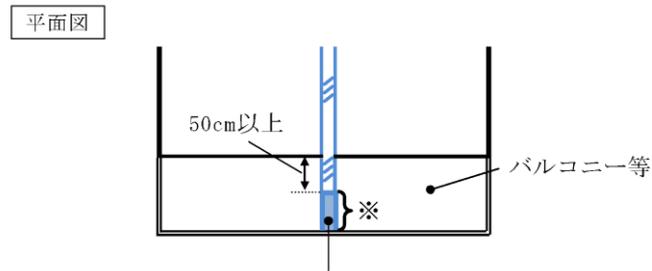
【図7-1】



【図7-1】(令8区画を介して階段を設ける場合)

イ バルコニー等の場合

バルコニー等の端部まで耐火構造の壁とし、開口部を設けないこと。ただし、地上部のバルコニー等の下部又は道路に通ずるデッキ等これらに類する部分は除く。【図7-2】

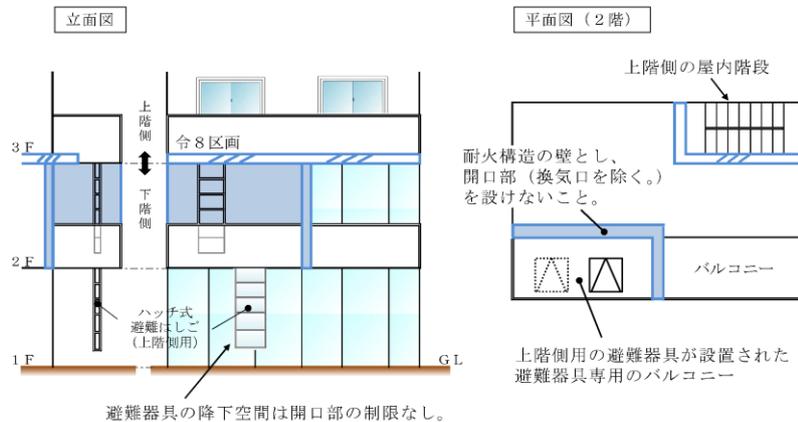


※ 耐火構造の壁とし、開口部は設けないこと。  
(地上部のバルコニー等の下部又は道路に通ずるデッキ等については不要)

【図7-2】(令8区画を介してバルコニー等を設ける場合)

ウ 避難器具の場合

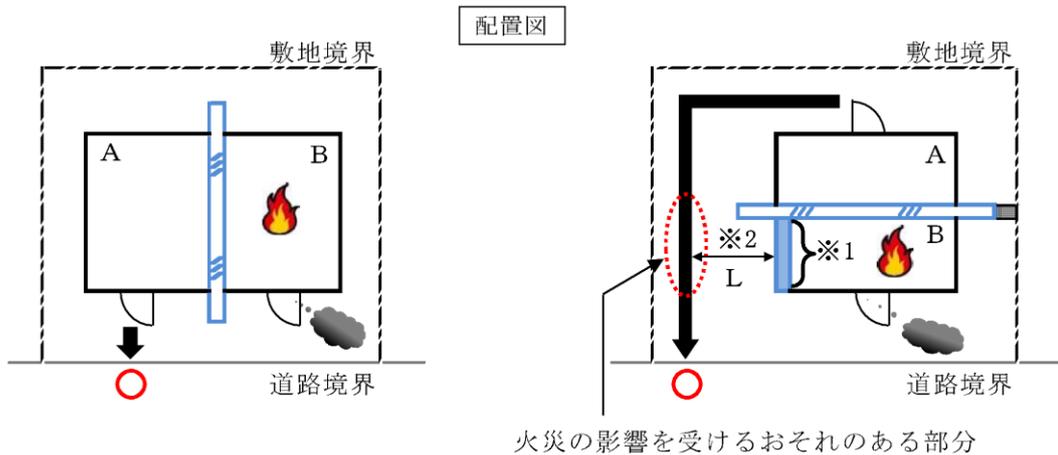
令8区画された部分ごとに専用で設けるほか、【図7-3】の例による。



避難器具の降下空間は開口部の制限なし。

【図7-3】(令8区画を介して避難器具を設ける場合)

(8) 令8区画ごとに、相互の開口部から火災の影響を受けることのない道路等に通ずる避難経路（有効幅1m以上）が、1以上確保されていること。また、火災の影響を受けることのない道路等に通ずる避難経路は【図8-1】【図8-2】の例による。



**解説**

Bが火災時にAからは、Bの火災の影響を受けることなく避難できる。

**解説**

Aから避難する際、一部Bの火災の影響を受けるおそれがあるが、当該部分については、次の※1又は※2のいずれかによること。

※1 耐火構造の壁とし、開口部（防火設備が設けられた換気口を除く。）を設けないこと。

※2 Lは概ね3m以上の距離を有すること。

【図8-1】（避難経路の例①）

【図8-2】（避難経路の例②）

3 配管等

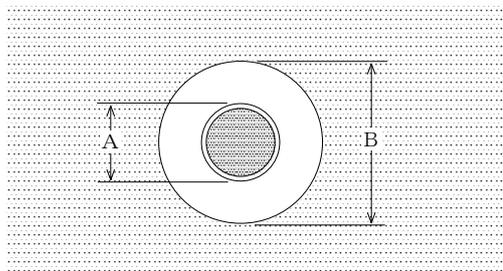
8区画を貫通する配管及び当該開口部（以下「配管等」という。）は、次の（1）から（8）までによるものとする。ただし、令8区画を貫通する個々の配管等については、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備機器性能評定委員会において、個々に性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの（以下「評定配管」という。）であれば、当該評定工法によることで（1）から（7）までを満たすものとして令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。【表1】

【表 1】 令 8 区画の貫通を認める配管等

適用の可否 配管用途	令 8 区画適用の可否	
	認める	認めない
給排水設備	鋼管等(表 2 によるもの)、評定配管	塩化ビニル管、陶管、ヒューム管等(ただし、防火キットと一体で評定された配管を除く。)
衛生設備	鋼管等(表 2 によるもの)、評定配管	塩化ビニル管、陶管、ヒューム管等(ただし、防火キットと一体で評定された配管を除く。)

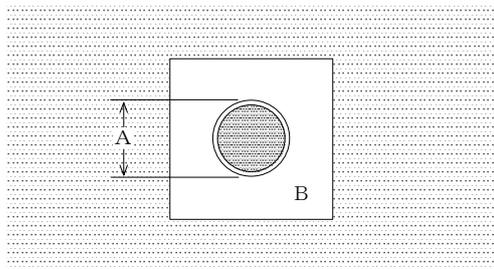
- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)であること。
- (2) 1 の配管は、呼び径 200 mm 以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴の直径が 300 mm 以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300 mm の円に相当する面積以下であること。【図 9】

【図 9】 令 8 区画に設ける穴と配管の大きさ  
(円形)



- A : 配管の呼び径は 200 mm 以下  
B : 穴の直径は 300 mm 以下

(矩形)

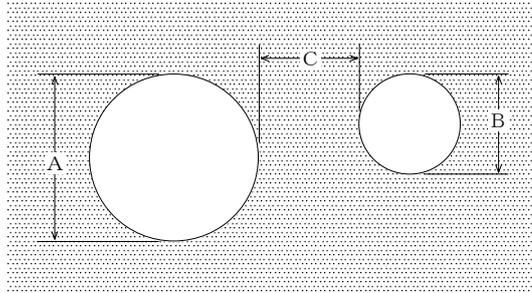


- A : 配管の呼び径は 200 mm 以下  
B : 穴の面積が概ね 700 cm<sup>2</sup> に相当する面積以下(直径 300 mm の円に相当する面積以下)

(4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200mm以下の場合には、200mm)以上であること。

【図10から図12】

【図10】(令8区画に設ける穴相互の離隔距離)

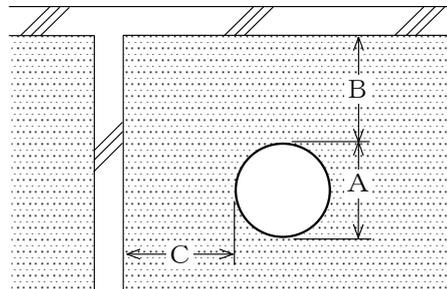


A : 穴の直径mm (300mm以下)

B : 穴の直径mm (300mm以下)

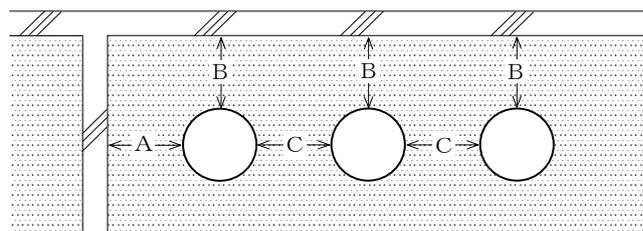
C : 穴相互の離隔距離 (A又はBの直径の大なる方の値以上とするが200mm以下の場合には200mm以上とする。)

【図11】(令8区画の端部と穴の離隔距離)



※B及びCはA(Aが200mm以下の場合には200mm)の穴の直径以上とする。ただし、配管の貫通部をモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻すことができ、かつ、配管の貫通部周囲の壁及び床等の強度が低下しない場合のB及びCはこの限りでない。

【図12】(複数の配管が区画を貫通する場合の穴相互の離隔距離)



1 : 配管の呼び径は200mm以下

2：A、B、Cは穴の最大直径以上（穴の直径が200mm以下の場合は200mm）

- (5) 配管及び貫通部は、建基政令第107条第1号の規定に基づく通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部はモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- (8) 鋼管及びこれに類する配管【表2】（以下「鋼管等」という。）については、前各号の規定によるほか、次によること。

【表2】 令8区画を貫通できる鋼管等の種類

配管材質名	規格番号
水配管用亜鉛めっき鋼管	J I S G 3 4 4 2
一般配管用ステンレス鋼管	J I S G 3 4 4 8
配管用炭素鋼管	J I S G 3 4 5 2
圧力配管用炭素鋼管	J I S G 3 4 5 4
配管用ステンレス鋼管	J I S G 3 4 5 9
排水用鋳鉄管	J I S G 5 5 2 5
水道用ステンレス鋼管	J W W A G 1 1 5
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	J W W A K 1 1 6
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	J W W A K 1 3 2
水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	J W W A K 1 4 0
フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	W S P 0 1 1
排水用ノントールエポキシ塗装鋼管	W S P 0 3 2
フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	W S P 0 3 9
排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	W S P 0 4 2
フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	W S P 0 5 4
その他これらに準ずる管	

注1 W S Pは「日本水道鋼管協会規格」を表す。

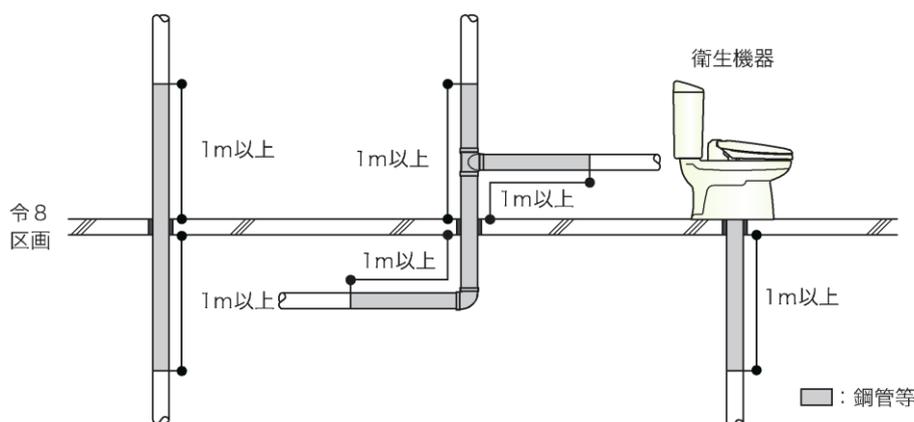
注2 J W W Aは「日本水道協会規格」を表す。

ア 貫通部及びその両側 1 m 以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める（ア）及び（イ）に適合する場合は、貫通部から 1 m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。【図 1 3】

（ア）衛生機器の材質は不燃材料であること。

（イ）排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材の衛生機器と床材で覆われていること。

【図 1 3】（鋼管で令 8 区画を貫通する場合の施工例）



イ 貫通部の処理は、次によるものとする。

（ア）セメントモルタルによる方法は、次によるものとする。

a 日本建築学会建築工事標準仕様書（J A S S）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

（イ）ロックウールによる方法は、次によるものとする。

a J I S A 9 5 0 4（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度  $150 \text{ kg/m}^3$  以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度  $150 \text{ kg/m}^3$  以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

b ロックウール充填後、25 mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm 以上の鋼板を床又は壁と 50 mm 以上重なる

ように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

ウ 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(ア)又は(イ)の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止措置

a に掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材(充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被服の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置は、次によるものとする。

次のa又はbに該当すること。

a 当核給配水管の内部が、常に充水されているものであること。

b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物のあたっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

エ 配管等の保温は、次によるものとする。

配管等を保温する場合にあたっては、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）保温材としてウ（ア） a に掲げる材料を用いること。

（イ）給排水管にあたっては、J I S A 9 5 0 4（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてさしつかえないこと。この場合において、ウ及びエの規定について、特に留意すること。

オ 配管等の接続は、次によるものとする。

配管等を 1 の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

（ア）配管等は、令 8 区画を貫通している部分において接続しないこと。

（イ）配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、b に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

a メカニカル接続

（a）ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

（b）挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

（c）予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

（d）押し輪又はフランジで押さえること。

（e）ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

b 差込み式ゴムリング接続

（a）受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

（b）ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

（c）ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

（d）挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

（e）受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

c 袋ナット接続

（a）袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

- (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (c) 挿入管の差し口に端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

- (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

- (a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

(ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

カ 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

4 性能評定の表示

区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたものにあつては、その表示が付されるものであること。

5 令8区画の運用

令8区画の規定については、次によるものとする。

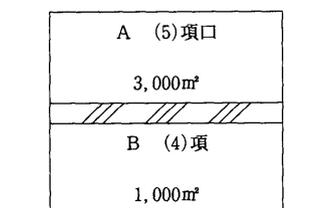
- (1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。【図14】【図15】

【図14】(全体としては(16)項イ 4, 000㎡)



※ A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方の主要構造部が耐火構造とした防火対象物であること。(当該壁が自立する構造の場合を除く。以下同じ。)

【図15】(全体としては(16)項イ 4,000㎡)



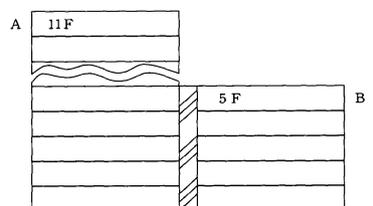
※ Bは主要構造部が耐火構造とした防火対象物であること。(以下同じ。)

A → 延べ面積 3,000㎡の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 延べ面積 1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。【図16】【図17】

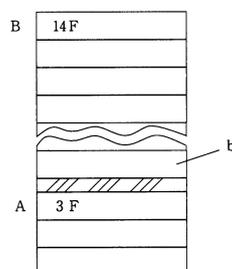
【図16】



A → 階数 11 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 階数 5 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

【図17】

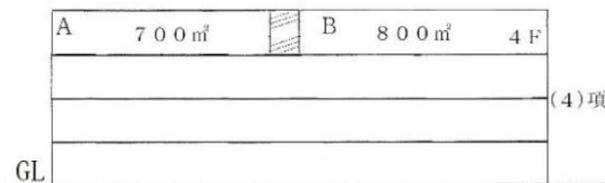


A → 階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 階数 14 の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

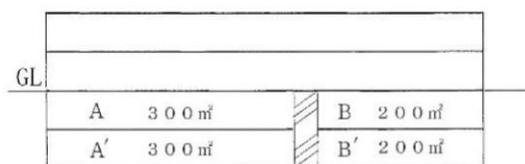
(3) 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。【図18】【図19】

【図18】



4階部分の床面積は1,000 m<sup>2</sup>以上であるが、A、Bは4階で開口部のない耐火構造の壁で1,000 m<sup>2</sup>未満に区画されているので、4階には令第12条第1項第1号ロを適用しない。

【図19】



地階部分の床面積の合計は700 m<sup>2</sup>以上であるが、(A + A')、(B + B')は地階において開口部のない耐火構造の壁で700 m<sup>2</sup>未満に区画されているので、令第28条の2第1項を適用しない。

## 6 留意事項

令8区画の適用上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 本基準の規定は、令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。
- (2) 本基準により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、連結送水管については、消火活動上、外観から別の防火対象物と判別することは困難であることから、全体に設置することが望ましい。
- (3) 本基準により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされる場合の令第4節の適用については、別の防火対象物とみなされる部分ごとに取り扱うこと。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。